

三井水道企業団水道事業給水条例施行規程(昭和52年規程第20号)の全部を改正する。

第1章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び付属用具)

第1条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもつて構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ボックスその他付属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込)

第2条 三井水道企業団水道事業給水条例(以下「条例」という。)第6条第1項に規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもつて行う。

2 条例第6条第2項に規定する修繕の届けは、「給水装置修繕工事届出書」の提出をもつて行う。

(利害関係人の同意書の提出)

第3条 条例第6条第3項の規定により企業長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の一に該当する場合とし、その提出はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の「支管分岐承諾書」(給水装置工事申込書)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の「土地使用承諾書」「家屋使用承諾書」(同上)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の「誓約書」

(給水装置使用材料)

第4条 条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、三井水道企業団指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明書が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、企業長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2 条例第9条の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの。

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めた場合は、前各号の規定により企業長が指定した材料以外を使用することができる。

4 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、貯水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第6条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第7条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては、道路管理者の指示する深さ、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(道路復旧工事)

第8条 道路を掘削して給水装置等の工事をした場合は、道路管理者の許可条件を遵守しなければならない。

(給水管材料の特例)

第9条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管は二層ポリエチレン管1種(PP)、又は内外面硬質塩化ビニルライニング被覆鋼管(SGP—VD)
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管はダクタイル鋳鉄管(DCIP)又は配水用ポリエチレン管
- 2 配水管が布設されていない箇所では道路に沿って縦断に配管する場合は、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。
 - (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管は、二層ポリエチレン管1種(PP)
 - (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管はダクタイル鋳鉄管(DCIP)又は配水用ポリエチレン管
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

第10条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水管と同口径のメーター
- (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (4) 水平に設けることができる場所
- 2 宅地内地盤の変化による埋没等の防止及び点検・取替作業を容易に行うことができるようにするため、地上式メーターを設置し、できるだけ塀又は壁ぎわに寄せて設置すること。ただし、企業長が認めるときはこの限りでない。

(共同住宅の各戸徴収)

第11条 企業長は、共同住宅で、貯水槽を設置している場合は「貯水槽を設置する集合住宅の各戸検針・料金徴収に関する要綱」に定めるところにより、各戸ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うことができる。

2 前項の共同住宅とは、次のいずれかが管理する住宅であつて貯水槽を設置しているもの。

- (1) 小郡市・北野町・大刀洗町
- (2) 福岡県
- (3) 福岡県住宅供給公社
- (4) 雇用促進事業団
- (5) その他企業長が認めたもの
- 3 第1項の規定により各戸ごとの計量及び徴収を希望するときは、企業長に「各戸検針料金徴収取扱申請書」の提出をもつて申請しなければならない。
- 4 第1項の規定により計量し、徴収する場合の料金は、各居住者を1戸とみなし各戸ごとに専用給水装置の料金の算定を適用する。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、ロータンク方式とする。ただし、企業長が認めるときはこの限りでない。
- 3 給水管は、企業団の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第2章 給水

(給水管防護の措置)

第13条 水路等を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込)

第14条 条例第16条に規定する給水の申込みは、「水道使用申込書」の提出をもって行う。

(代理人の選定等)

第15条 条例第17条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、「代理人選定(変更)届」により行う。

(メーターの損害弁償)

第16条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又は毀損したときは、「メーター亡失(毀損)届」を企業長に届出なければならない。

2 企業長は、条例第20条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第17条 条例第21条各号の規定による届出は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を中止、又は廃止しようとするときは、「給水中止・廃止届」の提出をもって行う。

(2) メーターの口径を変更しようとするときは、「給水装置口径変更届」の提出をもって行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第18条 条例第24条第1項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

第3章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第19条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、水道料金(以下「料金」という。)にあつては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納入による精算)

第20条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(臨時用水道料金の徴収)

第21条 土木、建築、興業等のため臨時に給水装置を使用するものに対しては、使用予定期間中の概算額を徴収する。ただし、使用予定期間が2月以上にわたるものについては、2月分の料金概算額を前納しなければならない。

(工事費の算出方法)

第22条 条例第10条第1項に規定する費用の合計額は、当該額に消費税等相当額を加えた額とする。

2 条例第10条第3項に規定する工事の費用の算出方法のうち、道路復旧費及び事務費、次の各号に掲げるところによる。

(1) 道路復旧費は、道路管理者の定める復旧方法による施工に要した費用とする。

(2) 事務費は、材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費並びに条例第10条第2項に規定する費用の額の合計額の100分の3とする。この場合において企業長は、各費用の額を別に定める範囲内で端数処理して計算することができる。

3 特別な給水装置工事で、前項第2号に規定する算出方法によることが適当でないとき企業長が認めた場合は、その都度企業長が定めるものとする。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第23条 条例第28条の規定による使用水量の認定は、過去1年間又は前年同期の使用水量及びその他の事情を考慮して行う。

(料金等の軽減又は免除)

第24条 条例第33条の規定により、次の各号の一に該当するもののうち企業長が認めたものに対し、軽減又は免除できる。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) その他、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

第4章 管理

(措置命令)

第25条 条例第35条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 条令第38条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下、小規模貯水槽水道という。)の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚染等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は企業長が認めた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第5章 雑則

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第2号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。